

第1編 景観づくりのための基本的な事項

第1章 景観計画の策定について

1 景観計画の背景と目的

旧河辺・雄和町との合併、景観法全面施行、地域の景観まちづくりの取り組みの展開などの状況の変化への対応や、市民・事業者・市が一体となって景観づくりに取り組んでいくため。

2 景観計画および景観条例の位置付け

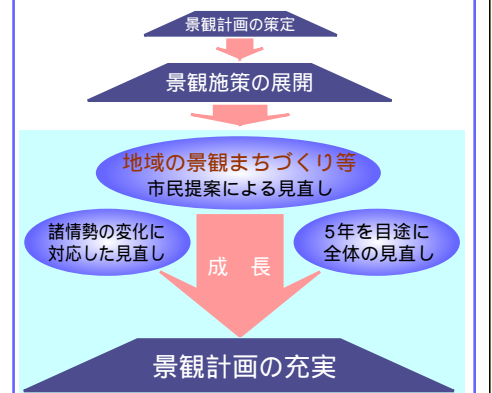
・景観法に基づき、本市の景観づくりの基本方針等を定めるもの
 ・適合させる上位計画：「秋田市総合計画」「秋田市総合都市計画」
 ・整合を図る計画：「秋田市緑の基本計画」等の他の分野別計画
 ・施行条例：「秋田市都市景観条例」
この条例は引き続き「秋田市都市環境の創造および保全に関する基本条例」の条例体系に属します。

3 景観計画の構成

3編で構成します。

4 景観計画の特徴

成長型の計画
 ・これまでの景観施策を継承しつつ、市民の景観まちづくり活動を通じた提案により、計画内容を徐々に充実させていく成長型の計画です。
 ・得られた提案に基づく随時見直し、5年を目途とした全体の見直しにより、計画の成長を図ります。



市民参加の仕組みの拡充

登録・支援・提案制度など、市民参加のための多様な仕組みを設けました。

地域別の景観づくりの方針等の導入
 地域の特性や景観資源に配慮した景観づくりを図るため、地域別の景観づくりの方針や景観形成基準を設けました。

「秋田市都市景観形成に関する基本方針」の継承
 これまで景観づくりの基としてきた考え方・方針・基準などを、今後の景観施策に適した形（基準の明確化等）として計画に継承しました。

第2章 景観づくりの方針



3 景観づくりの個別方針

地域別方針

市域を中央・東部・西部・南部・北部・河辺・雄和の7つの地域に分け、地域全体の景観の現況と景観づくりの方針と、地域の特性に配慮した景観づくりの方針を定めました。

地域の特性に配慮した景観づくりの方針定めた項目

- 中央地域**
 秋田駅西口 周辺千秋公園周辺
 川反周辺 寺町周辺
 歴史的建造物等 太平山への眺望
- 東部地域**
 太平山への眺望
 秋田駅東口周辺の商業地
 幹線道路沿い 歴史的建造物周辺
 市街地と太平山の間広がる丘陵
- 西部地域**
 大森山等市街地を囲む丘陵地
 歴史的建造物等
 海岸沿いの景観
- 南部地域**
 御所野ニュータウン
 仁井田の田園風景
 市街地へ向かう幹線道路等
- 北部地域**
 秋田港周辺 歴史的建造物周辺
 並木道 田園景観や山なみ
- 河辺地域**
 旧羽州街道 へそ公園からの眺望
 自然的景観
- 雄和地域**
 高尾山からの眺望 雄物川
 雄物川沿いの田園

土地利用別方針

土地利用別の景観づくりの方針を定めました。

景観の性質別方針

「歴史」や「緑」など個々の景観要素が持つ「性質」別の景観づくりの方針を定めました。

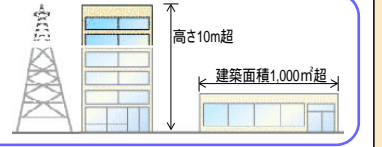
第2編 良好な景観づくりの推進に関する事項

第1章 届出制度

一定の規模を超える建築（大規模行為）を景観法に基づく届出・勧告制度の緩やかな規制・誘導を行い、良好な景観づくりを図ります。

1 届出対象行為

行為：建築物・工作物の新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更
 規模：高さ10mを超えるもの
 又は建築面積1,000㎡を超えるもの



2 景観形成基準

届出対象行為について、第1編で定めた方針等に応じ景観形成基準を定めました。基準は共通基準、地域別基準、建築物の用途別基準があります。

基準	項目等	景観形成基準
共通	全項目共通	・周辺の景観と調和する。 ・景観資源と調和する。
	色彩・素材 外壁・屋根の色彩	・基調となる色は、彩度5以下とする。
	外頂・緑化 敷地の緑化	・道路に面する箇所については、沿道緑化する。
地域別	中央地域 千秋公園周辺	・使用する色彩は、公園の緑と類似するものとする。
	河辺地域 旧羽州街道周辺	・歴史的雰囲気を継承した意匠・形態とする。
	雄和地域 田園風景	・田園景観との一体感に配慮し、周辺と調和した意匠・形態とする。

3 国、地方公共団体の行為等について

国や地方公共団体も大規模行為に際して景観形成基準に加えて配慮する促進事項を示しました。

第2章 屋外広告物に関する事項

屋外広告物は多くの人々の目を引きつけ、景観への配慮は不可欠であることから基本的な考え方や景観形成基準を示しました。

1 景観づくりの方針

都市景観との調和に配慮した広告景観の形成
 景観特性を活かした広告景観の形成
 市民の主体的な取り組みによる広告景観の形成

2 景観形成基準

高さが10mを超えるものなどについて基準を定め、秋田市屋外広告物条例に基づく許可制度との連携により良好な景観形成を図ります。

第3章 その他良好な景観づくりに関する事項

1 景観重要建造物・景観重要樹木について

景観形成上重要と認められる建造物または樹木は、指定の方針に該当する場合所有者の意見を聴き、景観重要建造物または景観重要樹木として指定します。

- 指定の方針・地域の景観資源として、地域住民に親しまれているもの
- 地域のランドマークとなるもので景観への影響が大きいもの
- 地域の景観まちづくりの核となるもの

2 景観重要公共施設について

対象となる施設の調査や保全・整備に関する事項、良好な景観の形成に必要な基準について、検討します。

3 景観農業振興地域整備計画について

景観農業振興地域整備計画の策定を視野に入れ、地域の景観づくりの取り組みを促していきます。

第4章 地域の景観ルール

市民が地域の景観まちづくりを推進できるよう、地域の景観ルールを位置付けます。また、ルールづくりなどに支援等を活用できる制度を第3編で定めます。

1 景観まちづくり地区

景観計画の策定・変更により、「景観まちづくり地区」を指定し、地区の特性に応じた方針などを定める仕組み

2 景観地区・準景観地区

3 地区計画等の区域内における建築物等の形態意匠の制限

4 景観協定

第3編 市民協働の景観まちづくりに関する事項

第1章 景観まちづくりへ参加しやすい環境づくり

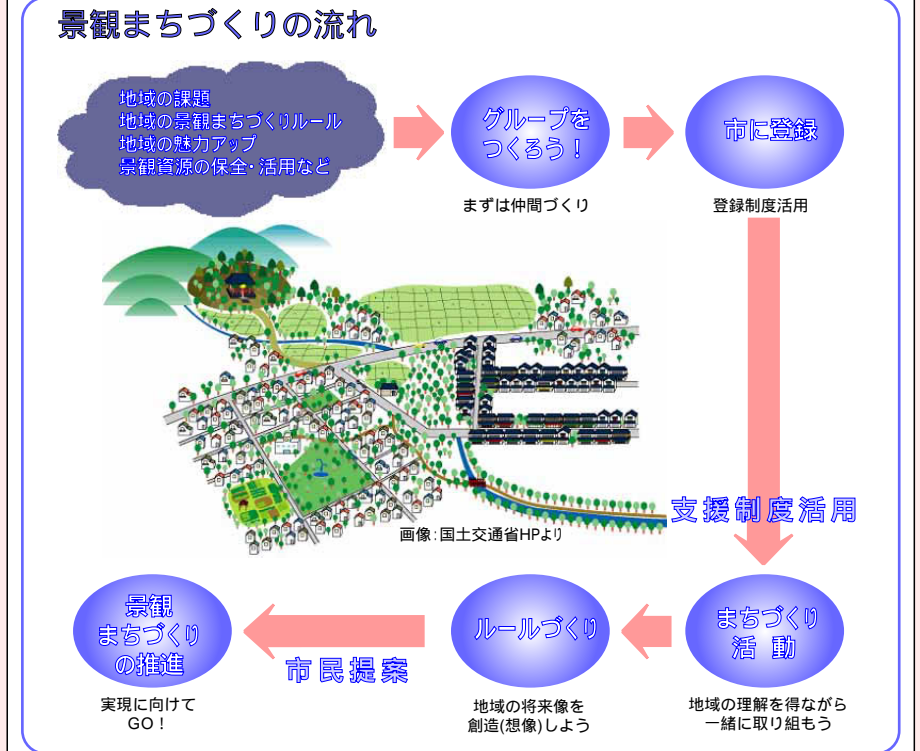
市民が景観まちづくりに参加しやすい環境をつくるため、次のことに取り組んでいきます。

- (1) 地域の景観まちづくり推進のための仕組みづくり
- (2) 景観イベントの開催
- (3) 表彰制度の実施
- (4) 積極的な広報活動の実施
- (5) 学官連携による景観施策の展開
- (6) 相談体制の整備
- (7) 景観協議会
- (8) 景観整備機構
- (9) 審議会



第2章 地域の景観まちづくり推進のための仕組み

「地域の景観まちづくり推進のための仕組みづくり」として、登録・支援・提案の3つの制度による仕組みをつくりまします。



1 登録制度

登録：個人登録、団体登録、専門家登録の3種類

2 支援制度

登録しているかたからの申し込み等を受け、情報提供や人材交流の促進、地域の景観ルールづくりのお手伝いといった支援を行うことにより、景観まちづくりを推進する支援制度をつくりまします。

3 提案制度

地域の景観特性に応じたきめ細かいルールによる景観まちづくりの推進ができるよう、景観法に基づく提案制度に加え、独自に提案制度を定め、運用を図ります。

提案	地域の景観ルールの提案	景観資源の保全や活用を提案
提案内容	ルールの対象となる地域 ルールの種類 ルールの内容等	景観重要建造物や景観重要樹木の指定や活用に関する事 景観重要公共施設に関する事
提案者	対象となる地域の景観まちづくりに取り組んでいる登録団体	対象となる施設等の所有者・管理者等施設等がある地域の景観まちづくりに取り組んでいる登録団体
ルール一覧	景観まちづくり地区 景観地区・準景観地区 地区計画（建築物等の形態意匠の制限） 景観協定	景観重要建造物 景観重要樹木 景観重要公共施設